

◎副首都機能の整備の推進に関する法律案 新旧対照表

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）【附則第二項関係】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項（次号から第十一号の二までに掲げるものを除く。）</p> <p>四〇十一 （略）</p> <p>十一の二 <u>副首都機能（副首都機能の整備の推進に関する法律（令和五年法律第 号）第二条第一項に規定するものをいう。</u></p> <p><u>第三項第三号の八において同じ。）の整備の推進を図るための基本的な政策に関する事項</u></p> <p>十二〇三十二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 （同上）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項（次号から第十一号までに掲げるものを除く。）</p> <p>四〇十一 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>十二〇三十二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （同上）</p>

成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三の七 (略)

三の八 副首都機能の整備の推進に関する法律第二条第二項に規

定する副首都地域の指定に関する事及び副首都機能の整備の

推進に関する関係行政機関の事務の調整に関する事。

四〇六十二 (略)

(地方創生推進事務局)

第四十条の二 地方創生推進事務局は、第四条第一項第四号、第五

号、第七号、第八号及び第十号から第十一号の二まで並びに第三

項第二号の二、第三号の二から第三号の四まで及び第三号の六か

ら第三号の八までに掲げる事務をつかさどる。

二〇四 (略)

一〇三の七 (略)

(新設)

四〇六十二 (略)

(地方創生推進事務局)

第四十条の二 地方創生推進事務局は、第四条第一項第四号、第五

号、第七号、第八号、第十号及び第十一号並びに第三項第二号の

二、第三号の二から第三号の四まで、第三号の六及び第三号の七

に掲げる事務をつかさどる。

二〇四 (略)